

避難行動要支援者個別避難計画書作成についての重要事項説明書

※本書は、個別避難計画書の作成時において、要支援者やその家族等に、事前に確認していただくことが必要な重要事項です。

※要支援者やその家族等は、以下の内容をご確認の上、個別避難計画書の署名欄に署名をお願いいたします。

- 災害時には、行政による「公助」には限界があることから、要支援者やその家族等による「自助」、地域による助け合いである「共助」がきわめて重要です。
- 個別避難計画は「共助」の取組として、行政支援のもと、自主防災組織（町内会）等が要支援者やその家族等の了解のもと、必要に応じて任意で作成します。
- 個別避難計画は、あくまで善意により作成されるものであり、避難支援は、要支援者を必ず助けることができることを保証するものではありません。
- 避難支援者は、自分や家族の安全を確保することが最優先されます。災害発生時に要支援者の避難支援ができなくても、責任を負うものではありません。

＜裏面へ続く＞

- 個別避難計画の内容は、要支援者やその家族等の状況の変化等により、隨時変更することができます。
- 要支援者は、平常時から自分でできる災害への備えに努めましょう。
 - ① 日頃から、隣近所など身近な人とのコミュニケーションを大事にしましょう。
 - ② ご自身で必要な医薬品、医療器具、食料、水などの必需品をおおむね1週間分確保しておきましょう。
 - ③ 家具の固定や、ガラスの飛散防止など、家屋内での安全確保に努めましょう。
 - ④ 浸水や土砂災害などのハザードマップを確認しましょう。
 - ⑤ 災害情報の入手方法について確認し、避難に時間がかかる方は、落ち着いて早めの避難ができるよう、あらかじめ家族や避難支援者と話し合い、避難場所や避難方法等を決めておきましょう。
- 個別避難計画は、要支援者やその家族等のほか、防災防犯協会、民生委員児童委員、学区福祉委員会支援者、消防機関、警察、地域包括支援センター、福祉避難所関係者、その他避難支援者等が事前に共有することができるものとします。また、計画に記載された個人情報等が他に漏れることのないように厳重に管理します。

【岡崎市役所福祉政策課 総務企画係 TEL23-6851 FAX73-1750】